



山形県公報

平成17年6月14日(火)
第1650号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                              |                     |     |
|------------------------------|---------------------|-----|
| 県議会定例会の招集.....               | (財 政 課)...          | 653 |
| 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....     | (税 政 課)...          | 同   |
| 鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催.....       | (環境保護課)...          | 654 |
| 同.....                       | ( 同 )...            | 同   |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定..... | (庄内総合支庁福祉課)...      | 同   |
| 肥料の登録の有効期間の更新.....           | (農業技術課)...          | 同   |
| 道路の位置の指定の廃止.....             | (村山総合支庁西村山総務建築課)... | 655 |
| 道路の位置の指定.....                | ( 同 )...            | 同   |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 山形県教育委員会6月定例会の招集..... | 同 |
|-----------------------|---|

## 告 示

### 山形県告示第531号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成17年6月21日山形市に招集する。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県告示第532号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称         | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は<br>事業所の所在地 | 届出年月日      |
|-------------|---------|---------------------|------------|
| 株 式 会 社 中 昭 | 中 川 昭 彦 | 上山市弁天二丁目3番17号       | 平成17. 3.31 |

山形県告示第533号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部環境保護課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                  | 場 所       | 公聴会において聴こうとする案件                                          |
|----------------------|-----------|----------------------------------------------------------|
| 平成17年7月7日(木)<br>午後2時 | 西 川 町 役 場 | 西村山郡西川町の区域内に、平成17年11月1日から平成27年10月31日までの期間、大井沢鳥獣保護区を指定する件 |

山形県告示第534号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、鳥獣保護区の指定について、次のとおり公聴会を開催する。

なお、関係図面は、文化環境部環境保護課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 日 時                  | 場 所         | 公聴会において聴こうとする案件                                          |
|----------------------|-------------|----------------------------------------------------------|
| 平成17年7月8日(金)<br>午後2時 | 朝日村山村開発センター | 東田川郡朝日村の区域内に、平成17年11月1日から平成27年10月31日までの期間、田麦俣鳥獣保護区を指定する件 |

山形県告示第535号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                | 事業所の名称及び所在地                         | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|--------------|------------|
| 特定非営利活動法人わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町大字吉出字石動6番地 | わい・かんデイサービスセンター<br>飽海郡遊佐町大字吉出字石動6番地 | デ イ サ ー ビ ス  | 平成17. 5.31 |

山形県告示第536号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

| 登録番号     | 肥料の種類        | 肥料の名称      | 保証成分量(%)                          | その他の規格 | 生産業者    |                  | 有効期限       |
|----------|--------------|------------|-----------------------------------|--------|---------|------------------|------------|
|          |              |            |                                   |        | 名称      | 住所               |            |
| 山形県第422号 | なたね油かす及びその粉末 | 5.3なたね油粕粉末 | 窒素全量 5.3<br>りん酸全量 2.0<br>加里全量 1.0 |        | コーユ株式会社 | 山形県酒田市松美町13番地212 | 平成23. 3. 4 |

## 山形県告示第537号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 廃止に係る指定の番号 私道第1290号
- 2 廃止に係る指定の場所 寒河江市大字高屋字北江18番1
- 3 廃止年月日 平成17年6月2日

## 山形県告示第538号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成17年6月14日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私道村総西建第205号
- 2 指定の場所 寒河江市大字高屋字北江18番1、19番1、19番9
- 3 道路の現況 幅員 7.00メートル 4.00メートル  
延長58.18メートル 2.55メートル
- 4 指定年月日 平成17年6月2日

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成17年6月14日

山形県教育委員会  
委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年6月16日(木) 午後2時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 町立幼稚園の設置者の変更の認可について
  - (2) 山形県教科用図書採択地区の変更について
  - (3) 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 山形県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
  - (5) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について
  - (6) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の募集について
  - (7) 山形県教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について
  - (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (9) 教職員の人事について

平成17年6月14日印刷  
平成17年6月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056